

## 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例 条文及び解説

(前文)

三州瓦は、古くから日本の建築において主要な役割を果たし、高浜市における発展の礎となって地域経済の成長を支え、高浜市の伝統文化に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな市民生活の実現に重要な役割を担ってきました。

私たちは、三州瓦が郷土の産業であることに誇りを持ち、三州瓦の積極的な利用に努めることにより、高浜市の窯業及び伝統文化に対する理解の増進並びに伝統技術の継承を図り、三州瓦の振興を通じた地域経済及び地域社会の活性化を推進するため、この条例を制定します。

### 【解説】

この条例の前文として高浜の発展の礎となり高浜の成長を支えてきた三州瓦の発展と、古来から受け継がれる本市の伝統文化である窯業への理解を求めることで、地域経済の発展と地域社会の活性化に資するため、この条例を制定することを明記しています。

**（目的）**

**第1条** この条例は、三州瓦の利用及び普及の促進に努めることにより、市の窯業及び伝統文化への理解の増進並びに伝統技術の継承を図り、もって三州瓦の振興を通じた地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とします。

**【解説】**

この条例を制定する目的について示しています。

この条例の目的は、三州瓦の普及に努めることで日本古来の伝統文化である窯業文化への理解を深め、伝統技術を継承するとともに三州瓦の魅力を広く内外にアピールすることで、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することです。

**（用語）**

**第2条** この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

(1) **三州瓦** 市の伝統的な地場産業である三州瓦（干支瓦、家紋瓦その他の瓦製造技術を活用した製品を含みます。）をいいます。

(2) **事業者** 三州瓦の製造、販売、施工その他の三州瓦に関わる事業活動を行う者をいいます。

**【解説】**

この条例で使用する用語の定義を示しています。

三州瓦、事業者について定義づけをしていますが、そのうち「三州瓦」については、通常の屋根瓦のみでなく、鬼瓦はもちろんのこと干支瓦や家紋瓦そして瓦製造技術を活用した製品全てを対象としました。具体的には、ガーデンニング用の焼き物、ペーパーウェイト、表札等の装飾品などです。また、「事業者」については、製造・販売・施工者の他、商工会や観光協会といった三州瓦に関わる事業活動を行う団体等も対象といたしております。

**（市の役割）**

**第3条 市は、三州瓦の振興施策を推進し、三州瓦の利用及び普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとします。**

**【解説】**

この条は、市の役割について示しています。

市では「地場産業の繁栄なくして地域の活性化はなし」の観点から三州瓦の販売促進に向けた支援策を講じています。本条文にて明文化される利用促進、普及促進を含め、引き続き支援策を講じることに努めていくことを示しています。

**（議員の役割）**

**第4条 議員は、市民の代表者として、三州瓦が郷土の産業であることに誇りを持ち、三州瓦の利用及び普及の促進に関する取組に努めるものとします。**

**【解説】**

この条は、議員の役割について示しています。

議員においても、市民の代表者として地場産業である三州瓦を、誇りを持っていただくと共に、普及促進に向けた取組みに努めていただくことを示しています。

**（事業者の役割）**

**第5条 事業者は、三州瓦の利用及び普及の促進を図るため、主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとします。**

**【解説】**

この条は、事業者の果たす役割について示しています。

三州瓦の普及促進に向けての取組みは、事業者が主体的に取り組むことと、市や他の事業者、諸団体との連携に努めることを示しています。

**(市民の協力)**

**第6条** 市民は、三州瓦の利用に配慮するとともに、市、議員及び事業者が行う三州瓦の利用及び普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

**【解説】**

この条は、市民に対して三州瓦の普及促進に向けた協力を次のように示しています。

- ①三州瓦の良さを理解し、利用について配慮すること。
- ②市、事業者及び議員が実施する取り組みに対し協力をすること。

**附 則**

**この条例は、公布の日から施行する。**

**【解説】**

この条例の施行期日は、公布の日としています。